

漁業権の免許の内容等の事前決定について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第四項の規定に基づく同法第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁業権の免許の内容等については、奈良県内水面漁場管理委員会（県庁内）において縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

奈良県内水面漁場管理委員会

会長 渡 辺 勝 敏

一 開催日時

平成三十年七月十八日 午前十時から午前十時三十分まで

二 開催場所

奈良市登大路町 奈良県文化会館

三 公述に対する書類の提出

このことについて意見を述べようとする者は、発言内容の要旨を文書で平成三十年七月九日までに奈良県内水面漁場管理委員会に必着するように提出すること。